



ちょっと待って！

「現金を送ってくれ」はサギ！

レターパック、ゆうパック(小包)、書留等で現金を送らせる詐欺手口が増えています。

※郵便法第17条で、「現金を送る時は、現金書留による」と定められています。

犯行グループが利用する送金手段

現金を

レターパック

ゆうパック(小包)

簡易書留

一般書留

封筒を二重にした一般郵便の速達

で送って下さい。



犯行グループ

こんなことを言われたら先に警察へ相談！

《長野県警察本部》

026-233-0110